

都政のBCP（東京都事業継続計画）＜地震編＞の改定の概要

「都政のBCP」について

- 東京都では、今後 30 年間に約 70 パーセントの確率で発生すると予測されるマグニチュード7クラスの首都直下地震を想定し、都民の生命、生活及び財産の保護並びに首都東京の都市機能の維持を図るために、発災時における都の業務を円滑に遂行するための事前対策として、平成 20 年 11 月に「都政のBCP（東京都事業継続計画）＜地震編＞」を策定
- その後に発生した災害から得られた教訓などを踏まえ、より実効性ある計画とするため、この度、「東京都事業継続計画（都政のBCP）」として改定

「都政のBCP」策定後の主な災害とその教訓

東日本大震災

- 一時的に行政機能が喪失するなど、BCP を定めていた被災自治体においても、想定外の事態により業務継続が困難となる事態が発生

＜主な教訓＞

- ① いかなる状況においても業務の継続性を確保すべき
- ② 平常時から防災意識向上に向けた取組を充実すべき

熊本地震

- 災害対策本部の迅速な立上げや、その継続的な運営が困難となる事態、他自治体からの応援職員の受入に支障を来す事態が発生

＜主な教訓＞

- ③ 迅速な初動対応が可能な体制を整えておくべき
- ④ 持続可能な体制を整備すべき
- ⑤ 他自治体等からの応援を円滑に受け入れるための体制を整備すべき

「都政のBCP」

①	<ul style="list-style-type: none"> ・対象とする災害を首都直下地震に限定しており、汎用性が低い。 ・区市町村のBCP策定に対する支援としては、情報提供と助言のみである。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続マネジメント（BCM）の概要及びBCM推進委員会の設置の記載はあるが、活用方法や訓練について具体的な記載なし。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・時間帯ごとに行うべき業務は整理しているが、発災後3時間までの業務の絞り込みが不十分。 ・職員の安否確認手段にSNSは含まれず、参集状況の都本部への連絡手段についても記載がない。
④	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の非常用食糧については記載しているが、職員の具体的な勤務体制については述べていない。
⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体等から応援を受け入れる場合の考え方は示していない。 ・応援職員を活用するための具体策は示していない。

「東京都事業継続計画（都政のBCP）」

<ul style="list-style-type: none"> ・防災センターが機能不全となった場合の対応、職員が不足することを見越した対策など、被災状況から必要となる対策を記載することで、地震以外の災害についても対応可能とした。P.62-63、P.55 ・BCP未策定の団体の個別事情に応じた支援、BCP策定ガイドラインの改定及び説明会の実施など、きめ細かい支援について記載した。P.72
<ul style="list-style-type: none"> ・全庁的なPDCAサイクル推進のため、BCM推進委員会の下に課長級で構成する検討会を設置し、その活用方法を具体的に記載した。P.71 ・職員参集訓練、発災直後業務の習熟訓練、区市町村を交えた訓練など、訓練の内容を具体的に記載した。P.71-75
<ul style="list-style-type: none"> ・発災から3時間までに着手する業務を「災害対策体制の確立」、「救助・救急活動への支援」に絞り込むことにより、初動時に一層迅速な対応ができるようにした。P.7-9 ・携帯メール、SNSなど、職員参集に係る手段を多重化するとともに、各局等から都本部への参集状況の報告は、報告システムによりTAIMS端末やスマートフォンなどを使用することについて記載した。P.56-57
<ul style="list-style-type: none"> ・職員の勤務ローテーションや休憩場所の確保など、持続可能な体制を具体的に記載した。P.46-48 ・職員自身の負傷など、やむを得ない事情による参集の例外の考え方について整理した。P.49-50
<ul style="list-style-type: none"> ・都が他自治体等の応援職員を受け入れる場合及び、区市町村からの要請を受けて都が他自治体等に応援を依頼する場合の考え方を整理した。 ・応援受入の実効性確保のため、応援を受け入れる業務の特定、応援職員の役割分担の明確化、業務のマニュアルの整備などを示した。P.79-81